

株式会社 イクシオ
放課後等デイサービス キート今治北クラス 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は株式会社イクシオが開設する放課後等デイサービスキート今治北クラス（以下「事業所」という。）が行う放課後等デイサービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者及び利用者の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 一 事業者は、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

二 事業の実施に当たっては、利用者の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。

三 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の所在する市町、その他の指定通所支援事業者、指定障がい福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

四 前三項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という）及び「愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年10月23日条例第51号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第3条 指定放課後等デイサービスの提供に対する利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。虐待の防止及び身体拘束等の適正化のため、マニュアル等の整備、委員会の定期的な開催を実施するものとする。

(事業の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 キート 今治北クラス
- 二 所在地 今治市南大門町4丁目2番地10号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤職員・（専従、兼務））

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに従業者に対し、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関する規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

- 二 児童発達支援管理責任者 1名以上（常勤・非常勤職員・（専従、兼務））

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成すること。

(ウ) 個別支援計画の原案の内容を保護者に対して説明し、文章により保護者の同意を得た上で、作成した放課後等デイサービス計画を記載した書面を保護者に交付すること。

(エ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、指定放課後等デイサービス事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。

(カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

三 児童指導員および保育士 3名以上（常勤・非常勤職員・（専従、兼務））

児童指導員は、個別支援計画に基づき利用者及び利用者の保護者に対し適切に支援等を行う。

四 機能訓練担当職員・1名以上（常勤・非常勤職員・（専従、兼務））

機能訓練担当職員は、個別支援計画に基づき利用者及び利用者の保護者に対し適切に支援等を行う。

五 指導員 1名以上（常勤・非常勤職員・（専従、兼務））

指導員は、個別支援計画に基づき利用者及び利用者の保護者に対し適切に支援等を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。（祝日含む）

ただし、12月29日～1月3日、8月13日～16日まで、及び行事等で事業の実施が困難な場合除く。

二 営業時間 11：00から19：00までとする。

ただし、祝日並びに学期休み中の月曜日から金曜日及び学校行事による振替休日等は9：00から17：00までとする。

三 サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。（祝日含む）
ただし、12月29日～1月3日、8月13日～16日まで、及び行事等で事業の実施が困難な場合除く。

四 サービス提供時間 13：00から17：45までとする。
ただし、祝日並びに学期休み中の月曜日から金曜日及び学校行事による振替休日等は10：00から16：00までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は10名とする。

(主たる利用者)

第8条 障がい児（18歳未満の知的障がい者、発達障がい者、精神障がい児、身体障がい児（トイレスペースが狭いため車椅子必須の方を除く））とする。

(指定放課後等デイサービスの内容)

第9条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

一 個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った支援を行う。

二 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った支援を行う。

三 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

四 健康状態の確認

五 送迎サービス

障がいの程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、必要な送迎サービスを行う。

六 相談、助言に関するここと。

利用者及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条一 指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から定める負担額上限月額の範囲内において当該して放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

二 法定代理受領を行わない放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

三 次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。

指定放課後等デイサービスで提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適當と認められるものの実費。

四 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

五 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常送迎の実施地域は今治市(島しょ部を除く。)の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が指定放課後等デイサービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう、説明を行うものとする。

- 一 室内外の機器等の使用にあたっては、従業者の支持に従うこと。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他業務上必要な支持に従うこと。

(利用者負担に係る管理)

第13条 事業者は、通所決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に事業所が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定児童発達支援を受けたときは、当該指定放課後等デイサービス及び他の指定障がい児通所支援等に係る費用基準額から法第21条5の3第2項の規定により算定された障がい児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合においては事業者は、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定障がい児通所支援等に通知するものとする。

(緊急時における対応)

第14条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を計画し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第16条一 提供した指定放課後等デイサービスに関する利用者又は保護者、その他の当該児家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 二 提供した指定放課後等ディサービスに關し、法第21条の5の21の規定により、愛媛県又は市町が行う報告若しくは帳簿書類、その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又は保護者やその他の当該児の家族からの苦情に關して愛媛県又は市町が行う調査に協力するとともに、愛媛県又は市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い、必要な改善を行うものとする。
- 三 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに關し、できる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第17条一 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 二 サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 三 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

（感染症等の予防及びまん延の防止）

- 第18条一 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
- 二 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 三 感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための指針を整備する。
- 四 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第19条一 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 二 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 三 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（安全計画の策定等）

- 第20条一 事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。
- 二 事業所は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的に実施する。
- 三 事業者は、障がい児の安全の確保に關して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。
- 四 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う

ものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第21条一 事業者は、障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認する。

二 事業者は、障がい児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席、並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもの、その他利用の態様を勘案してこれと同程度に障がい児の所在の見落としの恐れが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するする時は、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障がい児の降車の際に限る。)を行う。

(個別支援計画)

第22条一 指事業者は、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の確保並びに指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行う。

二 児童発達支援管理責任者は、心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の具体的な内容、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した指定児童発達支援【放課後等デイサービス】計画の原案を作成する。

三 事業者は、障がい児が指定児童発達支援【放課後等デイサービス】を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようになると、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進に努めることとする。

四 児童発達支援管理責任者は、インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の具体的な内容、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援【放課後等デイサービス】計画の原案を作成する。

五 指定児童発達支援【放課後等デイサービス】事業者は、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】事業所ごとに、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】プログラム(心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(その他運営についての重要事項)

第23条一 事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備を行うものとする。

- (1) 採用時研修を、採用後6ヶ月以内に行う。
- (2) 採用後研修を年4回以上実施する。

二 従業者は業務上知りえた利用者及び保護者並びにその他当該児の家族の秘密を保持するものとする。

- 三 従業者であったものは、業務上知り得た利用者及び保護者並びにその他当該児の家族を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 事業者は、学校及び指定障がい児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者及び保護者並びにその他当該児の家族の情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及び保護者の同意を得ておかなくてはならない。
- 五 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 六 事業所は、利用者及び保護者並びにその他当該児の家族に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 七 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を提示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。
- 八 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社イクシオと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和3年6月1日 (従業者の職種、員数及び職務内容) 改定。
- 令和3年12月1日 (従業者の職種、員数及び職務内容) 改定。
- 令和4年4月1日 (虐待の防止のための措置に関する事項) 改定。
- 令和6年4月1日 (営業日及び営業時間)
(感染症等の予防及びまん延の防止)
(業務継続計画の策定等)
(安全計画の策定等)
(自動車を運行する場合の所在の確認)
(個別支援計画) 改定及び追加。